

地域農業経営基盤強化促進計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	新十津川町 (14320)
地域名 (地域内農業集落名)	新十津川地区 (北大和集落、大和集落、南大和1～3班集落、南大和4～5班集落、弥生区1町内集落、弥生区2町内集落、弥生区3町内集落、花月区1・2町内集落、花月区3町内集落、花月区4～7町内集落、花月区8町内1～3班集落、花月区8町内4～6班集落、総進区1・2町内集落、総進区4・5町内集落、徳富区学園地区集落、徳富区吉野2町内集落)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	5,445.50 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	5,445.50 h a
② 田の面積	4,578.99 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	829.26 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	204.14 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	526.74 h a
区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	707.12 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	338.91 h a

備考
今後の意向が不明な町内農業者もあり、意向を把握でき次第、地域計画、目標地図共に反映させ、変更協議を行っていく。

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
 3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5：（参考）の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・担い手農家が引き受ける意向のある農地面積が、規模縮小等により手放す意向のある農地面積を上回っている。ただし、後継者未定農業者の耕作面積を手放す意向の農地面積に含めると、引き受け意向農地面積を上回る。そのため、新たな受け手の確保や、1戸当たりの耕作可能面積を増加させる必要がある。また、拡大志向ではない担い手農家の所得拡大のため、高収益作物の振興や有機農業への取り組みを推進することが求められる。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・水稻を基幹作物として、ミニトマト・にんにく等の高収益作物の振興を進める。
 ・水稻においては、スマート農業や直播、基盤整備などによる効率化・省力化を、従前にも増してより一層推進する。
 ・国が展開する「みどりの食料システム戦略」に則り、環境保全型農業を推進し、有機農業取組面積の拡大を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農作業の合理化を図る。 ・作業委託環境の充実により、効果的な農地利用が図られるよう努める。 			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	85.6 %	将来の目標とする集積率	90 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
団地面積の拡大を図り、団地数を減少させ、農地の集約化を推進していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心とした農地の集積・集約化を図り、団地面積の拡大を図る。農業委員会とも連携を取り、農地中間管理機構を通じて農用地の集積を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を中心とした関係機関との連携を強化し、目標地図に位置付ける農用地の利用権設定を進め、農用地の集積、集約を行っていく。また、農地中間管理機構への貸し付けや農地指導員の活用については、農業者や所有者等の意見を聴取し、検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組
・スマート農業による効率化・省力化を図るうえで基盤整備による大区画化は必須であることから、新十津川土地改良区と連携・協力し、計画的に基盤整備事業を展開していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ピネ農業公社が中心となり、新規就農者技術修得センターの機能を活用して新たな担い手の発掘と育成に努める。 ・大規模化に伴い家族経営から法人化を目指す農家を支援する体制を確立する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・1経営体当たりの耕作面積の増大に対応するため、関係機関と連携して、農業者の意向を踏まえた受託体制の充実化等を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> その他

<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>①エゾシカやアライグマによる農業被害が増加している。農業者による捕獲駆除を進めるため、ワナや銃の資格取得経費等の助成やワナの貸し出しを行っている。また、中山間地域等直接支払交付金等を利用し山際の農地には電牧を設置し農業被害の防止を行っていく。</p> <p>②農林水産省が推進するみどりの食料システム戦略に基づき、低農薬、低肥料、有機農業などの環境保全型農業に力を入れていき、将来的には、オーガニックビレッジ宣言を目指す。</p> <p>③農業者の戸数が減少し、一戸あたり耕作面積が今後増加していくことが予想されるため、スマート農業技術、スマート農業機械を普及、推進し、地域における担い手不足や、耕作面積の増加に対応していく。現在は、スマート農業機械購入に対し補助を行っており、自動操舵システム、自動運転機能付き機械が補助対象となっている。今後も地域の農業形態に応じた普及、推進に努めていく。</p> <p>④畑地化促進事業により畑地化した土地が耕作放棄地とならないよう、地域の農業者と連携し、管理を行っていく必要がある。輸出については、現在行っている取組はないが、国際情勢等を考慮し、検討を行っていく。</p> <p>⑦中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、対象農地の保全、管理に努め、耕作放棄地とならないよう、各集落で取組や管理について検討を行っていく。</p> <p>⑧新規就農者技術修得センターを新規就農者の研修や農業者の農作物栽培技術等を修得する場として位置づけし、農業者の経営安定化を図る。</p> <p>⑨地区内で牛糞を活用し、堆肥を施している地域があるため、今後も地域の農業形態に応じた耕畜連携を行っていく。</p>
--

